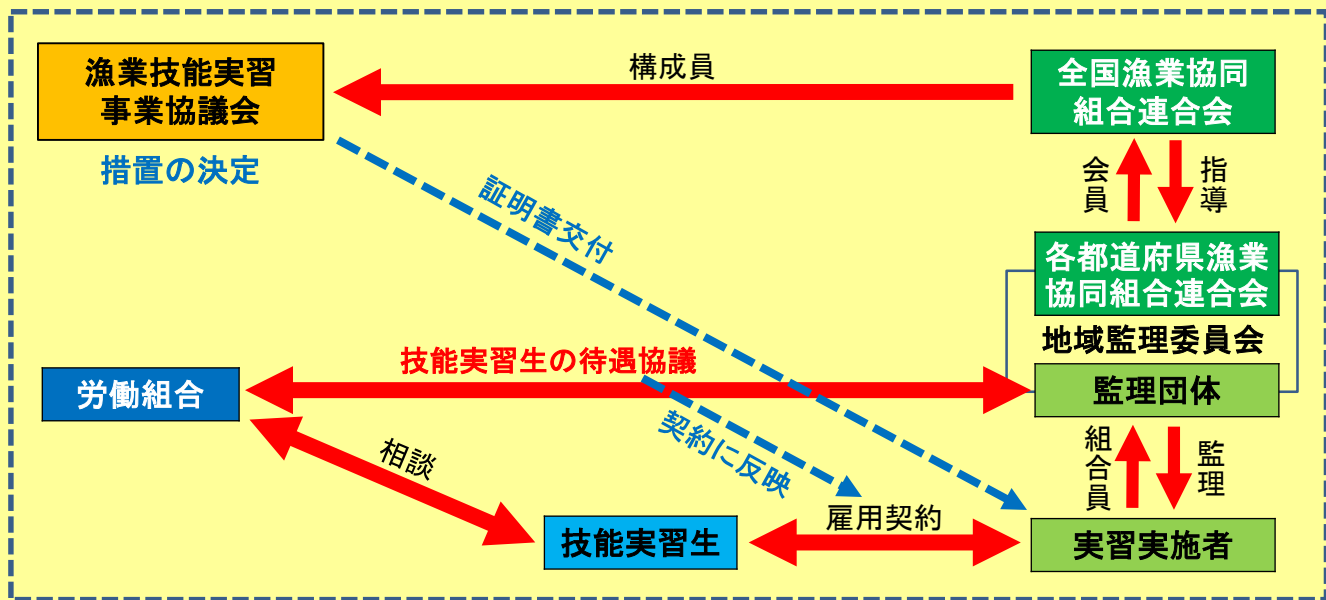


対象作業	監理団体	技能実習評価試験機関
ほたてがい・まがき養殖	中小企業団体（主に事業協同組合）	（一社）大日本水産会

- ◆ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が、平成29年11月1日に施行され、新たな技能実習制度が始まりました。
- ◆ 養殖業職種については、農林水産大臣が、海上で作業が行われる漁業特有の事情に鑑み、技能実習計画の認定基準の一部を制定しました。（平成29年農林水産省告示第937号）
- ◆ 技能実習法に基づき水産庁に設置（平成29年12月13日）された漁業技能実習事業協議会において、この告示等に基づき協議を行った結果、監理団体と労働組合が協議して技能実習生の待遇を定めること等、技能実習の適正化及び技能実習生の保護を図るための措置が決められました。
- ◆ 監理団体及び実習実施者は、漁業協同組合連合会が都道府県ごとに設置する養殖業技能実習制度地域監理委員会の指導のもと、漁業技能実習事業協議会が決定した措置を適切に講じて下さい。
- ◆ 事業協議会は、これらの措置を遵守している実習実施者に対し、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請に必要な証明書を交付しますので、監理団体は、地域監理委員会を經由して大日本水産会（事業協議会共同事務局）へ証明書の交付を申請して下さい。
- ◆ 詳細は、水産庁のHP（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kyogikai.html>）をご覧ください。



(参考) 漁業技能実習事業協議会決定事項

- 「養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等」（平成29年12月13日付 漁業技能実習事業協議会決定第3号）
- 「複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制の確認」（平成29年12月13日付 漁業技能実習事業協議会決定第4号）
- 「養殖業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）交付要領」（平成29年12月13日付 漁業技能実習事業協議会決定第6号）